

令和6年（2024年）第6回 枚方市教育委員会
定例会議案書

案 件 名		
日程 1	報告第27号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱について①
日程 2	報告第28号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱について②
日程 3	報告第29号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について
日程 4	報告第30号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について
日程 5	報告第31号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の併任について
日程 6	報告第32号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について
日程 7	議案第7号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について
日程 8	議案第8号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について
日程 9	議案第9号	枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程の廃止について

- 開催日時 令和6年(2024年)6月27日 午前10時00分から
- 開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第27号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第9号 学校運営協議会委員の解嘱について①

臨時代理第9号

学校運営協議会委員の解嘱について①

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）5月10日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の解嘱

解嘱委員

伊牟田 洋子 委員 (枚方市立桜丘北小学校)

解嘱日

令和6年(2024年)5月10日

解嘱理由

辞任の申し出があったため

報告第28号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第10号 学校運営協議会委員の解嘱について②

臨時代理第10号

学校運営協議会委員の解嘱について②

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）5月15日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の解嘱

解嘱委員

中川 拓哉 委員 (枚方市立交北小学校)

解嘱日

令和6年(2024年)5月15日

解嘱理由

辞任の申し出があったため

報告第29号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第11号 学校運営協議会委員の委嘱について

臨時代理第11号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）5月16日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の委嘱

委嘱委員

- ①長谷川 通子 氏 (枚方市立桜丘小学校)
- ②安原 美緒 氏 (枚方市立交北小学校)
- ③田代 志保 氏 (枚方市立交北小学校)
- ④入江 秀光 氏 (枚方市立桜丘北小学校)

委員の任期

令和6年(2024年)5月16日から
令和7年(2025年)3月31日まで

委嘱理由

- ①枚方市立桜丘小学校校長から推薦があったため
- ②交北小学校PTAから推薦があったため
- ③校区コミュニティ協議会から推薦があったため
- ④校区コミュニティ協議会から推薦があったため

2. 参考資料

次ページ「学校運営協議会委員名簿」のとおり

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和6年（2024年）5月16日～令和7年（2025年）3月31日

桜丘小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	三瀬 吉彦 (みせ よしひこ)	村野地区 区長代理	地域住民	6期目
2	浜 直也 (はま なおや)	PTA会長	保護者	2期目
3	渡邊 美智代 (わたなべ みちよ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	長谷川 通子 (はせがわ みちこ)	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	6期目

交北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	内海 高広 (うつみ たかひろ)	枚方・交野地区保護司	地域住民	3期目
2	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授心理こども学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
3	安原 美緒 (やすはら みお)	PTA副会長	保護者	1期目
4	田代 志保 (たしろ しほ)	山田中学校区青少年育成地域協議会会長	地域住民	1期目

桜丘北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	入江 秀光 (いりえ ひでみつ)	スポーツ推進委員 副委員長	地域住民	1期目
2	栗村 由美子 (くりむら ゆみこ)	PTA会長	保護者	1期目
3	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	6期目
4	塚田 亜由美 (つかだ あゆみ)	民生児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

報告第30号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第12号 議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）
の意思決定について

臨時代理第12号

議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）6月6日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市条例第 号

枚方市立図書館条例等の一部を改正する条例

(枚方市立図書館条例の一部改正)

第1条 枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表枚方市立市駅前図書館の項中「枚方市岡東町2番地4」を「枚方市岡東町19番1号」に改める。

[後略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

枚方市立図書館条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）												
<p>[枚方市立図書館条例関係] (名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="226 499 1117 667"><thead><tr><th data-bbox="226 499 616 550">名 称</th><th data-bbox="616 499 1117 550">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="226 550 616 608"> </td><td data-bbox="616 550 1117 608"> </td></tr><tr><td data-bbox="226 608 616 667">枚方市立市駅前図書館</td><td data-bbox="616 608 1117 667">枚方市岡東町19番1号</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置			枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町19番1号	<p>[枚方市立図書館条例関係] (名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1180 499 2072 667"><thead><tr><th data-bbox="1180 499 1570 550">名 称</th><th data-bbox="1570 499 2072 550">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1180 550 1570 608"> </td><td data-bbox="1570 550 2072 608"> </td></tr><tr><td data-bbox="1180 608 1570 667">枚方市立市駅前図書館</td><td data-bbox="1570 608 2072 667">枚方市岡東町2番地4</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置			枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4
名 称	位 置												
枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町19番1号												
名 称	位 置												
枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4												

報告第31号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第13号 職員の併任について

臨時代理第13号

職員の併任について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)6月14日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理事項

令和6年(2024年)6月14日付け併任

職 ・ 氏 名	所 属
事務職員 ・ 吉岡 潔朗	市民生活部 債権回収課長 併 学校教育部 放課後子ども課 主幹
事務職員 ・ 谷口 幹治	市民生活部 債権回収課 課長代理 併 学校教育部 放課後子ども課 課長代理
事務職員 ・ 永原 朋拓	市民生活部 債権回収課 主任 併 学校教育部 放課後子ども課 主任
事務職員 ・ 堀越 郁花	市民生活部 債権回収課 併 学校教育部 放課後子ども課

報告第32号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第14号 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について

臨時代理第14号

議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）6月17日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- (1) 取得物件 枚方市立小学校使用教科書及び指導書
合計 教科書 3, 665冊 指導書 1, 950冊
内訳
- | | | | |
|-----------|---------|-----|---------|
| (その1) 教科書 | 2, 213冊 | 指導書 | 1, 195冊 |
| (その2) 教科書 | 930冊 | 指導書 | 506冊 |
| (その3) 教科書 | 522冊 | 指導書 | 249冊 |
- (2) 契約先
- (その1) 枚方市岡本町6番1-103号
株式会社 野村呼文堂
代表取締役 野村 宜孝
- (その2) 枚方市星丘2丁目3番25号
アイアイ書店
周防 太嘉子
- (その3) 交野市倉治6丁目10番18号
岡澤商店
加地 順子
- (3) 取得金額
- | | |
|-----|-----------------------|
| 金 | 27, 091, 320円 |
| 内 訳 | (その1) 金 16, 735, 271円 |
| | (その2) 金 7, 150, 603円 |

(その3) 金 3, 205, 446円

(4) 用 途 枚方市立小学校における授業実施及び教材研究等に使用

(5) 目 的 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため。

(6) 契約条項その他

契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

教科書及び指導書の購入（その1）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
蹉跎小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊
香里小学校	教科書	116冊
	指導書等一式	55冊
開成小学校	教科書	70冊
	指導書等一式	42冊
五常小学校	教科書	90冊
	指導書等一式	47冊
春日小学校	教科書	81冊
	指導書等一式	44冊
山田小学校	教科書	44冊
	指導書等一式	33冊
明倫小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
殿一小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
樟葉小学校	教科書	113冊
	指導書等一式	54冊
山之上小学校	教科書	102冊
	指導書等一式	52冊
交北小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
香陽小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
招提小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊
小倉小学校	教科書	72冊
	指導書等一式	40冊
樟葉南小学校	教科書	73冊
	指導書等一式	42冊
磯島小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
蹉跎西小学校	教科書	76冊
	指導書等一式	44冊
樟葉西小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊

施設名	取得物件	数量
西牧野小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
蹉跎東小学校	教科書	70冊
	指導書等一式	41冊
樟葉北小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
船橋小学校	教科書	81冊
	指導書等一式	44冊
山田東小学校	教科書	44冊
	指導書等一式	33冊
平野小学校	教科書	93冊
	指導書等一式	48冊
長尾小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
東香里小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
伊加賀小学校	教科書	85冊
	指導書等一式	47冊
禁野小学校	教科書	82冊
	指導書等一式	58冊
第一中学校	教科書	12冊
第二中学校	教科書	12冊
第三中学校	教科書	12冊
第四中学校	教科書	12冊
枚方中学校	教科書	12冊
招提中学校	教科書	12冊
楠葉中学校	教科書	12冊
楠葉西中学校	教科書	12冊
山田中学校	教科書	12冊
渚西中学校	教科書	12冊
蹉跎中学校	教科書	12冊
招提北中学校	教科書	12冊
総計	教科書	2,213冊
	指導書等一式	1,195冊

教科書及び指導書の購入（その2）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
枚方小学校	教科書	107冊
	指導書等一式	52冊
枚二小学校	教科書	90冊
	指導書等一式	47冊
桜丘小学校	教科書	84冊
	指導書等一式	45冊
殿二小学校	教科書	90冊
	指導書等一式	47冊
牧野小学校	教科書	93冊
	指導書等一式	48冊
中宮小学校	教科書	82冊
	指導書等一式	46冊
田口山小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊
川越小学校	教科書	38冊
	指導書等一式	31冊
桜丘北小学校	教科書	76冊
	指導書等一式	55冊
藤阪小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊
西長尾小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
中宮中学校	教科書	12冊
東香里中学校	教科書	12冊
桜丘中学校	教科書	12冊
長尾西中学校	教科書	12冊
教育委員会事務局	教科書	24冊
	指導書等一式	16冊
総計	教科書	930冊
	指導書等一式	506冊

教科書及び指導書の購入（その3）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
津田小学校	教科書	82冊
	指導書等一式	46冊
菅原小学校	教科書	84冊
	指導書等一式	45冊
氷室小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
津田南小学校	教科書	113冊
	指導書等一式	54冊
菅原東小学校	教科書	143冊
	指導書等一式	65冊
津田中学校	教科書	12冊
長尾中学校	教科書	12冊
杉中学校	教科書	12冊
総計	教科書	522冊
	指導書等一式	249冊

議案第7号

児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第9号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年（2024年）6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 委員の解嘱

解嘱委員 栗村 由美子 委員
解嘱日 令和6年(2024年)6月28日
解嘱理由 辞任の申し出があったため

2. 委員の委嘱

委嘱委員 青島 弘 氏
委員の任期 令和6年(2024年)7月10日から
令和7年(2025年)9月12日まで
委嘱理由 枚方市PTA協議会より新たに推薦があった委員を委嘱するもの

3. 参考資料

次ページ「第4期 児童の放課後対策審議会 委員名簿」のとおり

第4期 児童の放課後対策審議会 委員名簿

※任期: 令和5年(2023年)9月13日～令和7年(2025年)9月12日

	氏名	所属	分野	摘要
1	会長 大西 雅裕 (おおにし まさひろ)	神戸女子大学文学部 教育学科教授	児童家庭福祉 (学識経験を有する者)	4期目
2	副会長 後閑 容子 (ごかん ようこ)	摂南大学 名誉教授	社会教育 (学識経験を有する者)	4期目
3	委員 青島 弘 (あおしま ひろし)	枚方市PTA協議会	社会教育 (関係団体を代表する者)	1期目
4	委員 伊勢 正子 (いせ まさこ)	枚方子どもいきいき広場	社会教育 (専門的知識を有する者)	2期目
5	委員 植田 暁美 (うえた あけみ)	枚方市幼稚園長会	学校教育 (関係団体を代表する者)	1期目
6	委員 妹尾 忍 (せのおしのぶ)	枚方市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員連絡会)	児童家庭福祉 (関係団体を代表する者)	2期目
7	委員 代田 盛一郎 (だいた せいいちろう)	大阪健康福祉短期大学教授	社会教育 (学識経験を有する者)	4期目
8	委員 蔦田 夏 (つただ なつ)	NPO法人関西こども文化協会	児童家庭福祉 (専門的知識を有する者)	4期目
9	委員 中口 武 (なかぐち たけし)	枚方市コミュニティ連絡協議会	地域コミュニティ (市民団体を代表する者)	4期目
10	委員 牧野 好秀 (まきの よしひで)	枚方市小学校長会	学校教育 (関係団体を代表する者)	1期目
11	委員 大和 美穂 (やまと みほ)	枚方市留守家庭児童会室 保護者会	児童家庭福祉 (関係団体を代表する者)	1期目

(注)50音順に表記しています。

※3については、6月27日の教育委員会定例会で議決予定。

議案第8号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「は、」の次に「所定の」を加え、「（様式第1号）」を削り、同条第4項中「行い、」の次に「所定の」を加え、「（様式第2号）」を削り、同条に次の3項を加える。

5 前項の貸出申込書の提出が枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年枚方市条例第56号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、前項の規定による貸出カードの交付に代えて、その者が使用する通信機器端末の映像面にその者を識別するためのコードとして教育長が指定したもの（以下「利用者コード」という。）が表示されるようにするための措置を講じるものとする。

6 前項の規定による措置により映像面に表示される利用者コードは、貸出カードとみなして次条、第11条第2項及び第12条の規定を適用する。この場合において、第11条第2項の規定中「紛失し、又は貸与した」とあるのは、「貸与した」とする。

7 第5項の規定による措置は、個人登録を受けた者のうち同項に規定する者以外のものであって、教育長又は指定管理者に対し、当該措置を求める旨の申込みをしたものに対しても講じることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	貸出カード	貸出カード及び利用者コード
第11条第2項	又は	又は貸出カード若しくは利用者コードを
第12条	貸出カード	貸出カード又は利用者コード

第14条中「合計3点」を「6点」に改める。

第15条第2項第1号イ中「2月」を「60日」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（様式）

第19条 この規則で使用する貸出申込書等の様式は、教育長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

別表第2市駅前サービススポットの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年9月9日から施行する。

(参考資料)

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正

新（改正後）	旧（現行）
<p>(個人登録)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 個人登録を受けようとする者は、<u>所定の貸出申込書を教育長又は指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 教育長又は指定管理者は、貸出申込書の提出があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは、個人登録を行い、所定の貸出カードを交付するものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の貸出申込書の提出が枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年枚方市条例第56号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、前項の規定による貸出カードの交付に代えて、その者が使用する通信機器端末の映像面にその者を識別するためのコードとして教育長が指定したもの（以下「利用者コード」という。）が表示されるようにするための措置を講じるものとする。</u></p> <p>6 <u>前項の規定による措置により映像面に表示される利用者コードは、貸出カードとみなして次条、第11条第2項及び第12条の規定を適用する。この場合において、第11条第2項の規定中「紛失し、又は貸与した」とあるのは、「貸与した」とする。</u></p>	<p>(個人登録)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 個人登録を受けようとする者は、<u>貸出申込書（様式第1号）を教育長又は指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 教育長又は指定管理者は、貸出申込書の提出があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは、個人登録を行い、貸出カード（様式第2号）を交付するものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現行）									
<p>7 <u>第5項の規定による措置は、個人登録を受けた者のうち同項に規定する者以外のものであって、教育長又は指定管理者に対し、当該措置を求める旨の申込みをしたものに対しても講じることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="280 612 1120 807"> <tr> <td data-bbox="280 612 490 660">第10条</td> <td data-bbox="490 612 701 660">貸出カード</td> <td data-bbox="701 612 1120 660">貸出カード及び利用者コード</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 660 490 756">第11条第2項</td> <td data-bbox="490 660 701 756">又は</td> <td data-bbox="701 660 1120 756">又は貸出カード若しくは利用者コードを</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 756 490 807">第12条</td> <td data-bbox="490 756 701 807">貸出カード</td> <td data-bbox="701 756 1120 807">貸出カード又は利用者コード</td> </tr> </table> <p>（個人への貸出しの数量）</p> <p>第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき12点を限度とし、このうちCD等の数量は、<u>6点</u>を限度とする。</p> <p>（貸出期間）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 貸出期間の延長は、次の各号に掲げる図書館資料の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) CD等以外 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</p>	第10条	貸出カード	貸出カード及び利用者コード	第11条第2項	又は	又は貸出カード若しくは利用者コードを	第12条	貸出カード	貸出カード又は利用者コード	<p>（個人への貸出しの数量）</p> <p>第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき12点を限度とし、このうちCD等の数量は、<u>合計3点</u>を限度とする。</p> <p>（貸出期間）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 貸出期間の延長は、次の各号に掲げる図書館資料の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) CD等以外 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</p>
第10条	貸出カード	貸出カード及び利用者コード								
第11条第2項	又は	又は貸出カード若しくは利用者コードを								
第12条	貸出カード	貸出カード又は利用者コード								

新（改正後）	旧（現行）														
<p>イ ロ以外の場合 貸出しの日から<u>60日</u>を限度として、貸出期間の延長の申込みの日から2週間ごと</p> <p>ロ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(様式)</u></p> <p><u>第19条</u> この規則で使用する貸出申込書等の様式は、教育長が別に定める。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p>	<p>イ ロ以外の場合 貸出しの日から<u>2月</u>を限度として、貸出期間の延長の申込みの日から2週間ごと</p> <p>ロ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>様式第1号（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1153 981 2004 1362"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">貸出し</td> <td>変更・再発行(前回No.) 市外・広域 No. <input type="text"/></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">【受付】</td> </tr> <tr> <td>ふりがな <input type="text"/></td> <td>歳 【学年】 小・中 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申込み</td> <td>〒 <input type="text"/> 市</td> <td rowspan="3">健康保険証 免許証 学生証 マイナンバーカード 社員証 郵便物 その他</td> </tr> <tr> <td>じゅうしょ 住所</td> </tr> <tr> <td>でんわ 電話</td> <td>自宅： 携帯：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>れんらくさき 勤務先・通学先・その他(帰省先・)</td> <td>【入力】 【確認】</td> </tr> </table>	貸出し	変更・再発行(前回No.) 市外・広域 No. <input type="text"/>	【受付】	ふりがな <input type="text"/>	歳 【学年】 小・中 年	申込み	〒 <input type="text"/> 市	健康保険証 免許証 学生証 マイナンバーカード 社員証 郵便物 その他	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	自宅： 携帯：		れんらくさき 勤務先・通学先・その他(帰省先・)	【入力】 【確認】
貸出し	変更・再発行(前回No.) 市外・広域 No. <input type="text"/>		【受付】												
	ふりがな <input type="text"/>	歳 【学年】 小・中 年													
申込み	〒 <input type="text"/> 市	健康保険証 免許証 学生証 マイナンバーカード 社員証 郵便物 その他													
	じゅうしょ 住所														
でんわ 電話	自宅： 携帯：														
	れんらくさき 勤務先・通学先・その他(帰省先・)	【入力】 【確認】													

新（改正後）	旧（現行）																																						
<p style="text-align: center;">別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 80%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">氷 室 分 室</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	氷 室 分 室	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">書</td> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 連絡先 しょざいち 所在地： _____ 電話： _____ </td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> <small>ふと なか きにゆう</small> 太わくの中を記入してください </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right; padding: 5px;">枚方市立図書館</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;"> 様式第2号（第9条関係） </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>かしだし 貸出カード</p> <p>ひらかたしりつとしょかん 枚方市立図書館</p> <p>なまえ</p> </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;"> 別表第2（第3条関係） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="width: 50%;"></td> <td colspan="2" style="width: 50%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 80%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">氷 室 分 室</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市駅前サービススポット</td> <td style="text-align: center;">枚方市岡東町12番3—502号</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	書	連絡先 しょざいち 所在地： _____ 電話： _____			<small>ふと なか きにゆう</small> 太わくの中を記入してください				枚方市立図書館				様式第2号（第9条関係）				<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>かしだし 貸出カード</p> <p>ひらかたしりつとしょかん 枚方市立図書館</p> <p>なまえ</p> </div>				別表第2（第3条関係）						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 80%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">氷 室 分 室</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市駅前サービススポット</td> <td style="text-align: center;">枚方市岡東町12番3—502号</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位 置	氷 室 分 室	[略]	市駅前サービススポット	枚方市岡東町12番3—502号
名 称	位 置																																						
氷 室 分 室	[略]																																						
書	連絡先 しょざいち 所在地： _____ 電話： _____																																						
<small>ふと なか きにゆう</small> 太わくの中を記入してください																																							
枚方市立図書館																																							
様式第2号（第9条関係）																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>かしだし 貸出カード</p> <p>ひらかたしりつとしょかん 枚方市立図書館</p> <p>なまえ</p> </div>																																							
別表第2（第3条関係）																																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 80%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">氷 室 分 室</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市駅前サービススポット</td> <td style="text-align: center;">枚方市岡東町12番3—502号</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位 置	氷 室 分 室	[略]	市駅前サービススポット	枚方市岡東町12番3—502号																														
名 称	位 置																																						
氷 室 分 室	[略]																																						
市駅前サービススポット	枚方市岡東町12番3—502号																																						

議案第9号

枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程の
廃止について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程を廃止する規程

枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。